

第9章 カナダ

内国民待遇

電力固定価格買取制度に係るローカルコンテンツ要求

＜措置の概要＞

カナダ・オンタリオ州は、再生可能エネルギーの普及を図るため、2009年5月14日に“Green Energy Act”を可決及び関連する法律を改正。同法により、再生可能エネルギーの電力の固定価格買取制度（Feed in Tariff (FIT)）を創設。

オンタリオ州政府は、発電事業者等が固定価格買取制度に参入する際の条件として、一定割合以上の付加価値（組立や原材料の調達等）が同州内で付加された太陽光・風力発電設備を使用することを義務化した（ローカルコンテンツ要求）。

＜国際ルール上の問題点＞

こうした措置は、内国民待遇義務を定めるGATT第3条、貿易に関する投資措置に関する協定（TRIMs）第2条違反の可能性があるとともに、補助金協定第3条に定める禁止補助金（国内産品優先補助金）に該当する可能性がある。

＜最近の動き＞

本件については、現地領事館等を通じて、オンタリオ州政府に懸念を伝えている他、カナダ連邦政府に対してもハイレベルでの働きかけを行う等、二国間での協議における解決を探ってきたが、カナダ側より前向きな回答が得られなかつた

ため、2010年9月にカナダに対してWTO上の二国間協議要請を行った。

数量制限

丸太の輸出規制

＜措置の概要＞

ブリティッシュ・コロンビア州では、国内産業の保護等を目的に針葉樹丸太の輸出を規制し、一部を禁止している。州内森林から産出される木材は、州有林については同州の法律により、私有林については連邦法により、州内での利用又は加工が義務づけられている。丸太の輸出は、州内で活用されない余剰材と認められた場合に限り行われ、州有林については副総督又は州林業大臣が、私有林については連邦林材輸出諮問委員会が認定している。なお、州有林から産出される木材のうち、シダー類（米ヒバ、米スギ）のすべて及び米マツ、米トウヒ等で高品質の丸太については輸出が禁止されている（先住民居留地等一部の地域を除く）。また、丸太輸出には国内価格の5~15%（州北部沿岸部等は1ドル/m³）の課徴金が課せられるほか、余剰材と認められるためのコストが係り増しとなっている。

＜国際ルール上の問題点＞

森林資源の保護等を口実に、国内産業の保護を行っている可能性があることから、GATT第11条に違反している可能性が極めて高い。当措置は

第Ⅰ部 各国・地域別政策・措置

地方政府の措置であるが、カナダはGATT第24条12項に基づいて、協定の遵守を確保するための妥当な措置を検討すべきである。

<最近の動き>

本件を含む各国の丸太輸出規制については、森林資源の保護等を口実に国内産業の保護を行っている可能性があることから、WTOドーハ・ラウンドの非農産品市場アクセス交渉グループで問題提起を行っている。

関 稅

高関税品目

<措置の概要>

ウルグアイ・ラウンド合意後のカナダの非農産品の単純平均譲許税率は5.3%であり、日・米・EUといった主要先進国の水準より若干高い水準にある。譲許税率が高い品目としては、グラスファイバー製品（最高15.7%）、衣類（最高18%）、非譲許品目としては、造船及びタンカー（最高実行税率25%）などがある。非農産品の譲許率は、99.7%となっている。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという観点からは、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われているところである。